

厚岸町規則第11号

厚岸町障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則

厚岸町障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則（令和4年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「料金」を「費用」に改める。

第3条第1項第1号中「（再交付申請を含む。）」を「又は身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第10条第1項及び第3項に規定する身体障害者手帳の再交付申請」に改め、同項第2号中「第45条」を「第45条第1項」に、「（認定申請を含む。）」を「又は同条第4項に規定する精神障害者保健福祉手帳の認定申請」に改め、同項第3号中「行うもの」を「行う者」に改め、同項第4号中「（支給認定変更申請を含む。）」を「又は同法第56条第1項に規定する自立支援医療費の支給認定の変更申請」に改め、同項第5号中「特別児童扶養手当支給認定申請」を「特別児童扶養手当の支給認定申請」に改め、同項第6号中「改定請求及び」を「改正請求又は同規則第3条に規定する」を改め、同項第7号中「障害児福祉手当支給認定申請（特別障害者手当支給認定申請を含む。）」を「障害児福祉手当の支給認定申請又は同法第26条の5に規定する特別障害者手当の支給認定申請」に改める。

第5条第1項中「診断書等取得費用助成金交付申請書」を「厚岸町診断書等取得費用助成金交付申請書」に改める。

第6条中「診断書等取得費用助成金交付（却下）決定通知書）」を「厚岸町診断書等取得費用助成金交付決定（不決定）通知書」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第5条関係）

厚岸町診断書等取得費用助成金交付申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住 所

氏 名

（助成対象者との続柄）

次のとおり厚岸町障害者福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則第5条に規定する診断書等取得費用助成金の交付申請をします。

フリガナ 助成対象者			生年月日		
居 住 地	〒				
	電話番号：				
助成対象要件	1 身体障害者手帳の申請（交付・再交付） 2 精神障害者保健福祉手帳の申請（交付・更新・障害等級の変更） 3 自立支援医療費の申請（支給認定・支給認定変更） 4 特別児童扶養手当の申請（支給認定・額の改定請求・層出） 5 障害児福祉手当の申請（支給認定） 6 特別障害者手当の申請（支給認定） 7 補装具費の支給申請（購入・借受け、修理） ※該当する助成対象要件に○をつけてください。				
診 断 書 等 取 得 費 用	合計				
口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号	
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 9 その他		
	フリガナ				
	口座名義人				

別記様式第2号中

〒

を「様」に、「厚岸町診断書等

取得費用助成金交付規則第6条」を「厚岸町障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則第6条」に、

交付対象者氏名	
交付額	
支払予定日	
交付不決定の 場合の理由	

を

助成対象者	
助成金額	
支払予定日	
交付不決定 の理由	

に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則別記様式第1号及び別記様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。